

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和3年10月1日より

(個室)

	負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (II)	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 〔介護保険一部負担金〕	居住費	食費	合計	合計 (30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	第1段階	573	18	22	613	320	300	1,233	36,990
	第2段階					420	390	1,423	42,690
	第3段階①					820	650	2,083	62,490
	第3段階②					820	1,360	2,793	83,790
	第4段階					1,171	1,445	3,229	96,870
要介護2	第1段階	641	18	22	681	320	300	1,301	39,030
	第2段階					420	390	1,491	44,730
	第3段階①					820	650	2,151	64,530
	第3段階②					820	1,360	2,861	85,830
	第4段階					1,171	1,445	3,297	98,910
要介護3	第1段階	712	18	22	752	320	300	1,372	41,160
	第2段階					420	390	1,562	46,860
	第3段階①					820	650	2,222	66,660
	第3段階②					820	1,360	2,932	87,960
	第4段階					1,171	1,445	3,368	101,040
要介護4	第1段階	780	18	22	820	320	300	1,440	43,200
	第2段階					420	390	1,630	48,900
	第3段階①					820	650	2,290	68,700
	第3段階②					820	1,360	3,000	90,000
	第4段階					1,171	1,445	3,436	103,080
要介護5	第1段階	847	18	22	887	320	300	1,507	45,210
	第2段階					420	390	1,697	50,910
	第3段階①					820	650	2,357	70,710
	第3段階②					820	1,360	3,067	92,010
	第4段階					1,171	1,445	3,503	105,090

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。

要介護5の場合： $887 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 8.3\% = 2,209 \text{ 円/月}$  (単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算 (I)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。

要介護5の場合： $887 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日 (利用日数)} \times 2.7\% = 718 \text{ 円/月}$  (単数は四捨五入)

◎安全対策体制加算・・・入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	区分	条件
	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下
	第3段階①	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下
	第3段階②	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

# 特別養護老人ホームほどの 利用料金一覧

令和3年10月1日より

(個室) 第4段階対象者用

負担限度額区分	施設サービス費 I	サービス提供体制強化加算 (II)	夜勤職員配置加算 (I)イ	合計 介護保険 一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	573	18	22	613	1,171	1,445	3,229	96,870
	2割負担	1,146	36	44	1,226	1,171	1,445	3,842	115,260
	3割負担	1,719	54	66	1,839	1,171	1,445	4,455	133,650
要介護2	1割負担	641	18	22	681	1,171	1,445	3,297	98,910
	2割負担	1,282	36	44	1,362	1,171	1,445	3,978	119,340
	3割負担	1,923	54	66	2,043	1,171	1,445	4,659	139,770
要介護3	1割負担	712	18	22	752	1,171	1,445	3,368	101,040
	2割負担	1,424	36	44	1,504	1,171	1,445	4,120	123,600
	3割負担	2,136	54	66	2,256	1,171	1,445	4,872	146,160
要介護4	1割負担	780	18	22	820	1,171	1,445	3,436	103,080
	2割負担	1,560	36	44	1,640	1,171	1,445	4,256	127,680
	3割負担	2,340	54	66	2,460	1,171	1,445	5,076	152,280
要介護5	1割負担	847	18	22	887	1,171	1,445	3,503	105,090
	2割負担	1,694	36	44	1,774	1,171	1,445	4,390	131,700
	3割負担	2,541	54	66	2,661	1,171	1,445	5,277	158,310

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。詳細はお問い合わせ下さい。

## ◆その他の加算◆

◎介護職員処遇改善加算 (I) ・ ・ ・ ・ 総単位数 (1ヶ月の合計単位数) に、**8.3%**が加算されます。

要介護5 の場合： 887単位 × 30日 (利用日数) × 8.3% = **2,209円/月** (単数は四捨五入)

◎介護職員等特定処遇改善加算 (I) ・ ・ ・ ・ 総単位数 (1ヶ月の合計単位数) に、**2.7%**が加算されます。

要介護5 の場合： 887単位 × 30日 (利用日数) × 2.7% = **718円/月** (単数は四捨五入)

◎安全対策体制加算 ・ ・ ・ ・ 入所時1回に限り20単位が加算されます。

負担限度額区分表	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護の受給者などかつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下	・世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下	・上記(第1~3段階)以外の方